

令和7年度
第10回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和8年1月13日開会

高松市農業委員会

令和7年度第10回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和8年1月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 18人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 6人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 瀧本 繁樹
- 12番 真鍋 芳治
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 19番 森 吉朝

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 塚原 雅樹
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副 主 幹 稲積 直子
- 副 主 幹 金田 篤宗
- 主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 農地改良に係る届出について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における地目認定の追加について
- 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（富本 正樹（会長職務代理者第1）） ただ今から、令和7年度第10回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、1番 三笠委員、7番 瀧本委員、12番 真鍋委員、15番 藤澤委員、16番 河田委員、19番 森委員の6名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び21番川原委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1ページの1番から、次の2ページの6番までは、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

なお、1ページの3番は、3条許可申請所有権の11番に関連しています。

7番は、耕作目的のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次の3ページを御覧ください。

8番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、耕作目的のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

1番と2番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

なお、1番は、5条許可申請所有権9番に関連しています。

3番から、次の5ページの5番までは、耕作目的のため、中間管理法により貸借していた農地について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

なお、5条許可申請所有権28番に関連しています。

次の6ページを御覧ください。

7番は、耕作目的のため、中間管理法により貸借していた農地について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書第2号を御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地南側には申請者が所有する賃貸アパートがあり、また周辺には住宅が立ち並び、市道からの進入も容易な土地で、需要も見込めることから露天貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に賃貸アパートを建築した際に一部造成していたものについて追認許可を得て拡張し利用するもので、資金計画も妥当であり転用の確実性も認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が85.33平方メートルあります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

近隣に住宅の多い地域で、複数台の車を所有する住人から駐車場が必要との相談を受けたことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年頃に開業した飲食店の駐車場を確保するため一部造成済みですが、追認許可を得て拡張して駐車場として利用するもので、資金計画も妥当であり転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地南側には申請者が所有する賃貸アパートがあり、車両を複数台所有する住人からの要

望に応えるため転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年頃にアパートを建築した際に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地北側にある所有アパートの駐車場が不足していることから転用申請したものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

現況は造成済みですが、これは昭和50年5月2日付けで納屋・住宅用地として4条許可を得ていたもので、造成後に地目変更をしないまま当時の転用者が死亡したことによるものです。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が342.58平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

5番は、露天貸駐車場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請者は、申請地南側に共同住宅を所有しており、住人から駐車場が不足しているため解消できないかとの要望に応えるため転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年頃に住宅敷地を越えた部分について倉庫を建築済みですが、是正するため駐車場の管理倉庫として一体的に利用するもので、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が14.93平方メートルあります

6番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、学校や医療機関、スーパー等が立ち並び、また主要道路にも近接した生活利便性及び居住ニーズの高い地域にあることから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請人が、就職により実家へ戻ってきた際に、通勤等に不可欠となった車両の駐車スペースが不足したことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年頃に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が389.30平方メートルあります。

8番は、排水管理設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

本市の公共下水道共用開始に伴い、自宅污水管の敷設が必要となったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が915.70平方メートルあります。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

自宅横で集荷、発送等効率的な農作業を行うため宅地拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が788.45平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、道路整備が行われた際に自宅敷地との間に狭小な農地が残り、車庫が必要で、有効活用しようと敷地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年頃に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が627.09平方メートルあります。

11番は、電柱用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、居宅への電線を引き込むため電柱と支線の敷設が必要となったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車スペースの不足により自宅横を転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が384.55平方メートルあります。

13番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族及び車両の増加により手狭となり、増築及び、駐車場の確保が必要となったもので、転用理由と農地区分については適当である

考えます。

一般基準については、昭和 57 年頃に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 383.18 平方メートルあります。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について 13 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について、御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1 番は、令和 7 年 6 月 20 日付けで、事務所・工場用地として、農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請をしていましたが、この度、転用目的を変更するため、許可申請の取下願があったものです。

5 条許可申請所有権 23 番と関連しています。

以上、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1 番は、令和 6 年 8 月 9 日付けで、住宅 2 階建 1 棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けていましたが、他社と一体で特定建築条件付売買予定地用地として販売を行う

ため、転用区域を拡張し、併せて工事期間を延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

5条許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、川原委員と私の2名で、9日、金曜日に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権移転5件、賃借権設定1件、合計6件です。

所有権移転の2番及び5番については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

3番までを私が説明し、4番以降を川原委員から説明申しあげます。

それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権移転について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、ことでん琴平線太田駅南西800メートルに在り、分譲マンション1棟55戸の用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

本市内で分譲マンションを多数建築販売してる申請者が、建設中のことでん琴平線の新しい駅、多肥駅近くの需要を見込み転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性、必要性が認められます。

隣接農地は、所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する宅地等が、506.58平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、ことでん琴平線空港通り駅南東600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地の比較検討をした結果、申請地の北側100メートルほど一帯は、高松市立みんなの病院を中心とする用途地域で、古くから商業・医療施設が充実し、ことでん仏生山駅にも近く、市内中心部への通勤、通学に便利な用地で、営業活動から得た市内南部での宅地購入顧客の要望を満たそうと、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する宅地等が、1,951.09平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知1番及び5条許可後の事業計画変更1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

3番は、ことでん琴平線空港通り駅西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、都市計画の線引き廃止前の市街化区域に位置付けられており、申請地の北側一帯は20軒を超える住宅団地があり、宅地化の著しい場所で、潜在的に宅地購入需要が認められ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する雑種地等が、132.87平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、川原委員が説明します。

川原委員 現地調査委員の川原です。

4番は、高松市立牟礼中学校北西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

計画地は、合併前からの都市計画市街化区域内に在る農地で、ことでん志度線六万寺駅から500メートルほどの場所で、通勤、通学に便利で、半径1キロ圏内には小学校、中学校があり、子育て世帯の望む用地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する農道等が、199.57平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

5番は、ことでん琴平線円座駅南東400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営業活動から手持ち案件を持たない円座駅周辺で住宅を求める顧客が相当数となり、対応するため、候補地を比較検討していたものです。

申請地の西側100メートルほどの一帯は用途地域で、宅地化が著しく、ことでんの駅、小学校、幼稚園も近くに在り、商業・医療施設も充実し、子育て世帯の望む用地で、販売適地と判断し、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する公衆用道路が、674平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

賃借権設定の案件です。

1番は、高松市立大野小学校東600メートルに在り、売り場面積約1,000平方メートルの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

転用者は、現在、四国と淡路島で約65店舗ほどのドラッグストアーを経営しておりますが、本市内には鬼無町、前田東町に2店舗あるのみで、さらなる事業拡大をしようと、同業他社の出店がない、市街化の著しい集客の見込める申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は、所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転5件、賃借権1件、合計6件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可すること、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、所有権移転39番については、奈良委員に關係する案件であり、農業委員会等に関する

る法律第31条第1項の議事参与の制限に該当することから、委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち、本件の審議をお願いいたします。

事務局による奈良委員の退室誘導をお願いします。

(奈良委員退室)

所有権移転39番について事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転39番の案件について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

39番は、給排水設備工事業を営む法人の代表者が、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社に近接し、県道から出入りができ利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転39番について、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転39番については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転39番については、許可することに決定いたしました。

事務局による奈良委員の入室誘導をお願いします。

(奈良委員入室、着席)

次に、その他の案件について事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 その他の議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、自宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由

と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が410.84平方メートルあります。

3番は、特別議案です。

4番、5番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、商業施設に近く、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

6番、7番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、商業施設に近く、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、6番は85.20平方メートル、7番は273.87平方メートルあります。

8番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が437.08平方メートルあります。

2ページにわたる次の9番は、特別議案です。

議案書15ページを御覧ください。

10番は、土木工事業を営む法人が、事業拡大に伴い、現在の施設が手狭となってきたことから、露天資材置場・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路が15.96平方メートルあります。

11番は、特別議案です。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が738.91平方メートルあります。

13番は、自家用車の駐車とデイサービス車両の待機スペースとして利用するため、自宅の隣接地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年頃に一部造成済みですが、この度、追認許可を受けらるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が197.32平方メートルあります。

議案書16ページを御覧ください。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幹線道路に近く、周辺に保育・商業施設が充実し、生活する上で便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

15番、16番、17番、18番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書17ページを御覧ください。

19番は、特別議案です。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が329.26平方メートルあり、合計敷地面積が非農家の自己住宅の制限面積500平方メートルを超えますが、周辺は他者の土地のみで、超過面積が審査基準で定める200平方メートル未満の狭小残地となることから、適当であると考えます。

21番は、歯科医院を経営する医療法人が、経営規模の拡大に伴い、医院の隣接地に事務所と歯科技工士の作業所を開設するため、事務所・作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、1,514.49平方メートルあります。

議案書18ページを御覧ください。

22番は、建設業を営む法人が、現在の資材置場が借地で、返還することになったため、露天資材置場・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所所在地からアクセスが良く、国道沿いで交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、自動車販売業を営む法人が、中古車展示スペースが不足するため、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存店舗、駐車場に隣接していることから利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が6,774.58平方メートルあります。

また、5条許可申請取下願1番に関連しています。

24番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、学校や商業施設が近く、利便性の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が41.19平方メートルあります。

25番は、自宅に駐車スペースがないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和6年8月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書19ページを御覧ください。

26番は、経営する霊園への接道が悪く、また事務所建設で不足する代わりに駐車場を確保す

るため、進入路・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、霊園への進入路と駐車場として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用墓地等が4,151.61平方メートルあります。

27番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道に面して交通の便が良く、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が731.83平方メートルあります。

28番は、土木工事業を営む法人の代表者が、露天貸資材置場・作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所から近く、周辺農地への影響の少ない土地から選定したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が166平方メートルあります。

また、使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

29番は、特別議案です。

議案書20ページを御覧ください。

30番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は国道に近く、教育・商業施設が充実し、生活する上で便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、購入した宅地に駐車スペースがないため、隣接地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域の定められている第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、18平方メートルあります。

33番、34番と次のページの35番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置の適切であると考えます。

36番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幹線道路や実家から近く、利便性の良い土地から選定したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、211.45平方メートルあります。

37番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家の近くで利便性の良い土地から選定したもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、境内地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道拡幅工事に伴い、拡幅部分にあった地蔵堂を隣接の農地に移設したもので、転用理由と農地区分は適当であると考えます。

一般基準については、申請地は、令和4年に建築済みで、この度、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は先に御審議いただいたものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書22ページを御覧ください。

1番は、特別議案です。

2番は、土木工事業を営む法人が、申請地の近くの河川改修工事を受注し、現場事務所が必要となったことから、工事期間中の仮設事務所・駐車場用地として、令和8年2月1日から令和10年11月30日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工事現場から近く、県道に面し、車両の出入りがしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が205.19平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、将来的に親の面倒も見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の実家に隣接し、相互扶助が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、16.01平方メートルあります。

3番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家から近く、相互扶助が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が39.75平方メートルあります。

以上、所有権移転39番を除く議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権33件、賃借権1件、使用貸借3件、計37件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書24ページを御覧ください。

1番は、令和6年4月10日付けで、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可を受けていましたが、譲渡人が住宅用地として転用することになったため、3条許可の取消願があったものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、所有権移転24番については、奈良委員に係る案件であり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当することから、委員に退室いただいた上で、先に本件の審議をお願いいたします。

事務局による奈良委員の退室誘導をお願いします。

(奈良委員退室)

所有権移転24番について事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転24番について御説明申し上げます。

議案書29ページを御覧ください。

24番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は全て満たしています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転24番について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転24番については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転24番については、許可することに決定いたしました。

事務局による奈良委員の入室誘導をお願いします。

(奈良委員入室、着席)

次に、その他の案件について事務局の説明を求めます。

金田副主幹 その他の議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、御説明申しあげます。

今回は、所有権移転の案件のみです。

議案書25ページ1番を御覧ください。

1番は、姉妹2名の共有名義になっている農地の共有持ち分を、姉から妹に贈与し、妹の単独名義にするもので、移転後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、労働力不足の譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜、果物を栽培するものです。

3番は、親族間で部分贈与を行うもので、移転後は家庭菜園として野菜を栽培するものです。

4番は、強化促進法により使用貸借している貸付地の売買を行うもので、移転後は引き続き水稻を作付けするものです。

5番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はレモンを栽培するものです。

6番は、兼業、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はキュウリ、花を栽培するものです。

26ページを御覧ください。

7番も、兼業、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番は、遺贈により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

27ページを御覧ください。

10番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取

得後は果物を栽培するものです。

18条6項通知3番に関連しています。

12番は、兼業、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

14番と15番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、14番は水稻、野菜、15番は果物を栽培するものです。

28ページを御覧ください。

16番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

17番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

18番は、親族間で贈与を行い、移転後はミカンを栽培するものです。

19番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

20番と21番は、兼業、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、20番は野菜、21番は柚子を栽培するものです。

29ページを御覧ください。

22番は、兼業、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は桃、梨を栽培するものです。

23番は、部分贈与を行うもので、移転後は米、麦、柿、ミカンを栽培するものです。

24番は、先に御審議いただいた案件です。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転23件について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 第9号を御覧ください。

1番、2番、4番は、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になっ

たもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番、5番は、所有する隣接農地の通作等の利便性向上のため、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案第10号を御覧ください。

農地改良は、事務処理要領上、農地における耕作の利便性を向上させる等の目的により、工事期間は最長でも6か月を超えず、切土、盛土による土地の造成又は区画整理などを行う、いわゆる形質変更の行為であり、あらかじめ農業委員会への届出が必要となっております。

1番は、南側隣接地で大規模な宅地分譲用地が計画され、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されております。

現在、改良申請地が傾斜地の頂上部分に位置しており、現状を維持する場合、その南下側に位置する転用計画地について、開発許可基準が求める構造物を設置すると、安定計算上、危険な高低差になることから、今後の安全な耕作継続のため、申請地を最大で2.19メートルほど切り下げる農地改良届を提出するものです。

改良後は従来通り、キュウリ・ナスを栽培する予定です。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明申し上げます。

議案書32ページを御覧ください。

1番と2番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和8年1月5日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、問題ない旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

5ページの下段に今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数及び面積が32件、35,034.63平方メートルでございます。

以上、議案12号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における地目認定の追加についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における地目認定の追加について、御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。

令和7年12月15日付けで、農地の地目認定の追加について、高松市長より照会がありました。

これは、下段の理由に記載のとおり、令和7年5月8日付け高土第102号で照会がありました農地の地目認定につきまして、確認不足による見落としがあったことから、追加で地目認定の照会が行われたものです。

令和7年12月18日に第4地区委員及び事務局職員で資料を基に現地調査を実施しております。

3ページの地籍調査前後の土地の内容が表示された農地変更調書を御覧ください。

現地調査の結果、公簿地目は畑ですが、現況は雑種地で農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりでした。

また、現況及び利用状況から、農地法上の許可申請の必要性及び原状回復命令を発する事案に該当せず、非農地証明相当とみられるものと判断されました。

1ページを御覧ください。

以上より、3の市長への回答案のとおり、農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。と回答しようとするものです。

以上、議案第13号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について、御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、表紙のとおり、令和7年12月15日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和8年2月27日となっています。

2ページの農用地利用集積等促進計画（案）を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり意見のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり意見のない旨決定し、回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

令和7年12月5日付け地域農業経営基盤強化促進計画、以下、地域計画と言います。の変更公告後、地域計画内の農用地等のうち農振除外及び農地転用する場合は、改めて地域計画から除外し、変更する必要があります。そのため、令和8年1月8日付けで、高松市長から地域計画の変更について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。

資料の2枚目は、農振除外及び農地転用のため地域計画から除外する農用地一覧表になります。

表の左から地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的、利用者及び変更理由を記載しています。

また、3枚目については、目次として、地域計画案地区一覧表を添付しており、地区名と頁数を記載しています。地域計画は、全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのアプリ、ラインワークスに地区ごとの地域計画案及び目標地図案を掲載しています。

以上、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第15号については、異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

令和7年11月29日から令和8年1月6日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、11月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が10件、12月議決分といたしまして、4条が6件、5条が13件、合計で4条が6件、5条が23件です。

許可保留件数につきましては、11月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が13件、12月議決分といたしまして、4条が1件、5条が4件、合計で4条が2件、5条が17件です。

取下につきましては、11月以前の議決分の5条で1件でした。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係で、11月議決分の2番及び、12月議決分の3番が、右端欄のとおり、開発許可、法定外占用未了により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

5条関係です。

令和7年5月議決分の所有権の9番、12番、及び6月議決分の12番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に、同年7月議決分の9番が、議案第3号のとおり取下げとなりました。

次に、2ページ下段から次の3ページ上段の9月議決分の8番、15番、18番、34番、43番が、右端欄のとおり、それぞれ、法定外占用、道路工事承認、用途廃止、開発許可未了により許可保留となっております。

同ページ下段の同年11月議決分の、13番、15番、21番、23番、24番が、右端欄のとおり、開発許可、用途廃止、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年12月議決分の、1番、2番、6番、及び賃借権の1番が、右端欄のとおり、それぞれ、盛土規制、道路工事承認、用途廃止、開発許可未了により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は、以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年度第10回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会